

平成27年6月定例会 環境対策特別委員会 (事前)

平成27年6月10日(水)

〔委員会の概要〕

庄野委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

○徳島県地球温暖化対策推進計画「重点プログラム」の改定案について(資料②③)

○徳島県水素グリッド構想(中間報告)の概要について(資料④⑤)

高田県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、6月定例会県議会に提出を予定しております環境対策関係の案件につきまして御説明を申し上げます。私からは、一般会計の総括表及び県民環境部関係について御説明を申し上げ、それ以外の関係につきましては、各所管部局から御説明を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。一般会計、特別会計の歳入歳出予算についてでございます。一般会計の補正額は総括表の補正額の一番下の計欄に記載のとおり12億8,100万1,000円の増額をお願いいたしており、補正後の予算総額は36億2,601万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、県民環境部関係につきまして御説明申し上げます。県民環境部といたしましては、その表の2番目でございますけれども7億2,109万円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は14億1,660万4,000円となっております。

次に、各課別の主要事項につきまして御説明申し上げます。3ページをお開きください。環境首都課関係でございます。目名、環境衛生指導費として、計7億2,109万円を計上しております。摘要欄①一般環境対策費として、イの新規事業、漁港施設低炭素化モデル事業では、漁港への自然エネルギー発電設備の導入や省エネ設備への更新を促進する経費として4,000万円、ウの新規事業、環境首都・新次元とくしま普及啓発事業では、環境首都とくしま・未来創造憲章に基づく自然エネルギーの普及啓発活動や環境学習等の取組を実施する経費として1,400万円、エの新規事業、水素エネルギー活用未来創造事業では、水素ステーションの整備や燃料電池自動車の導入に対する補助を行うとともに、県自ら啓発用としての自然エネルギー由来水素ステーションの整備と公用車に燃料電池自動車を導入

する経費として3億4,700万円などを計上しております。環境首都課の補正後の予算総額は10億8,511万9,000円となり、県民環境部合計では、補正後の総額は14億1,660万4,000円となります。

12ページをお開きください。その他の議案等の平成26年度繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。去る2月の定例県議会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり3億9,973万3,000円に確定いたしました。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件から所要の事業費を繰り越したものであり、今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。今議会に提出を予定いたしております案件の説明は以上でございます。

引き続きまして、この際、二点御報告いたします。まず、一点目でございます。徳島県地球温暖化対策推進計画重点プログラムの改定案についてでございます。お手元の資料1-1、徳島県地球温暖化対策推進計画重点プログラムの改定案概要を御覧ください。この重点プログラムは、さきの2月県議会におきまして改定素案として御報告させていただいたところであり、その後、県民の皆様方からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施し、先般、環境審議会において御審議いただき、改定案として御報告させていただくものでございます。1ページの2、概要でございますが、まず、一点目としまして、平成25年12月に策定しました第2次徳島県環境基本計画を踏まえまして、特に温暖化対策に重要なスマート社会づくりの推進、自然エネルギーの導入促進等を重点分野として掲げております。二点目としまして、環境分野における新たな動向に対応するため、本県の特性を生かした先進的な取組を盛り込み、平成27年度から平成30年度までの4年間において、県民総ぐるみで推進することとしております。2ページから4ページにかけては、各重点分野における施策の概要でございます。エネルギーの効率的利用をはじめ、四つの重点分野に15の施策を掲げ、それぞれの具体的取組を計画的かつ重点的に推進してまいりたいと考えております。なお、資料1-2といたしまして、重点プログラムの改定案の全文をお配りさせていただいております。今後は、県議会で御論議いただいた後、重点プログラムを決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

二点目でございます。徳島県水素グリッド構想(中間報告)の概要についてでございます。国の新たなエネルギー基本計画において、水素社会の実現を目指すという方向性が示される中、本年1月、産学官の関係者からなる徳島県水素グリッド導入連絡協議会を設置いたしました。協議会においては、近畿と四国の結節点である本県の地理的優位性を踏まえつつ、本県において目指すべき燃料電池自動車や水素ステーションの普及目標を定めるとともに、目標達成に向けて真に必要な支援策等について検討を重ね、この度徳島県水素グリッド構想(中間報告)を取りまとめたところでございます。詳細につきましては、お手元の資料2-1、2-2を御参照いただければと存じます。今後、県議会及び関係の皆様方の御意見を頂きながら、早期に最終報告を取りまとめ、徳島県における水素元年を具現化してまいりたいと考えております。報告事項につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

危機管理部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部における6月補正予算案といたしまして、上から2番目の危機管理部の欄の左から3列目に記載のとおり4,500万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は1億4,322万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。補正予算の部別主要事項について御説明申し上げます。生活安全課の環境衛生指導費の摘要欄①鳥獣等保護費についてであります。イの狩猟者育成確保対策事業では、将来の野生鳥獣の適正管理を担う次世代の狩猟技術者を育成、確保するために、鳥獣の生態、狩猟の基礎的な知識、実践的な捕獲技術などに関する講座を開催する経費として500万円を計上するなど、生活安全課で4,500万円を計上いたしております。

11ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、条例案を2件提出いたしております。一点目は徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正でございます。平成27年5月の組織再編によりまして、県民環境部自然環境戦略課が廃止され、同課の業務の一部が危機管理部県民くらし安全局生活安全課に移管されたことに伴う関係条例の所要の整理でございます。具体的には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許の申請に対する審査等の事務に係る手数料の規定を県民環境関係手数料条例から危機管理関係手数料条例に移動させるものでございます。

最後に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正でございます。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の名称が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に改められたことに伴いまして、関係条例について所要の整理を行うものでございます。危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては以上でございます。なお、危機管理部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

梅崎農林水産部副部長

農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。歳入歳出予算の総括表でございます。農林水産部の一般会計につきましては、上から3段目の補正額の欄に記載のとおり、今回5億1,091万1,000円の増額補正をお願いいたしております。補正後の予算総額は14億6,525万1,000円となっております。財源内訳につきましては括弧内に記載のとおりでございます。

5ページをお開きください。農林水産部の主要事項についてでございます。まず、農林水産政策課の農業総務費の摘要欄①のア、農山漁村自然エネルギー導入事業におきましては、自然エネルギーの地産地消を目指し、太陽光などの自然エネルギーを農林水産業に活用するために必要な機器の導入支援にかかる経費といたしまして1,300万円の増額をお願いしております。

次に、畜産振興課の畜産振興費の摘要欄①のア、畜産バイオマス利活用整備事業におきましては、県内における畜産資源を有効に利活用するための経費として3,929万9,000円の増額をお願いしております。

続きまして、林業戦略課の3段目、造林費の摘要欄①森林環境保全整備事業費におきま

して、造林や間伐など森林整備の支援に要する経費といたしまして3億1,568万9,000円の増額をお願いしております。

6ページを御覧ください。森林整備課の治山費の摘要欄①のイ、水源地域整備事業におきまして、水源地域における荒廃地の復旧と水源かん養機能の強化を図るための経費として1億2,982万円の増額など、森林整備課合計で1億4,292万3,000円の増額をお願いしております。

続きまして、13ページを御覧ください。その他の議案等といたしまして、平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成27年2月定例会におきまして、翌年度繰越予定額を御承認いただきましたが、この度、繰越額が確定し、最下段、翌年度繰越額欄に記載のとおり、合計で5億6,110万8,000円となっております。提出予定案件の説明は以上でございます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

小林県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございますが、表の補正額の欄、下から3段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備部におきましては400万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は5億9,110万6,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

次に2ページをお開きください。特別会計につきましては、流域下水道事業特別会計におきまして2億7,350万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は11億4,210万1,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

続きまして7ページをお開きください。一般会計の各課別の主要事項説明でございます。まず、運輸政策課におきましては海岸漂着物の回収、処理等に要する経費として400万円の補正をお願いしております。

次に8ページをお開きください。特別会計でございます。水・環境課の流域下水道事業特別会計におきまして、旧吉野川流域下水道の処理場機械・電気設備増設工事や津波対策工事に要する経費といたしまして2億7,350万円の補正をお願いしております。

次に9ページを御覧ください。債務負担行為でございます。追加といたしまして、水・環境課の旧吉野川流域下水道建設事業工事委託契約で、限度額2億9,400万円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に10ページをお開きください。地方債でございます。変更といたしまして、流域下水道事業特別会計で、変更後2億400万円を限度額として事業の財源に県債を充てることといたしております。起債の方法、利率等は記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に14ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成27年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた

額の範囲内で繰越額が決定をいたしました。一般会計におきましては、河川整備課と水・環境課の2課の繰越額の合計につきましては、合計欄にございますとおり2,061万5,000円となっております。

次に15ページを御覧ください。特別会計の繰越明許費でございます。流域下水道事業特別会計で2,751万1,590円の繰越しとなっております。県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお、報告事項につきましてはございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

庄野委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

上村委員

4月20日に佐那河内村で配布された知事名の文書についてお伺いします。平成27年4月16日、佐那河内村発第569号に対する知事の回答で、放射性物質に汚染された廃棄物の処理についてということで文書が配布されました。この佐那河内村では、徳島市ほか6市町村で構成する東部地域環境施設整備推進協議会が計画している佐那河内村への大型ごみ処理施設建設について、村民の白紙撤回を求める運動が広がっています。先般の村議会議員選挙でも、ごみ処理施設の建設計画に対する態度が大きな争点となり、計画の白紙撤回を求める又は反対の態度を表明した議員が多数当選するという結果となっております。この選挙の告示日の4月21日に、村長名の文書とともに、村の全世帯に配布されたのが、この放射性物質に汚染された廃棄物の処理についてと題した飯泉知事の文書です。村長は、計画されているごみ処理施設で、放射性物質に汚染された廃棄物が燃やされるのではないかとという村民の不安に対して、知事の回答書をもって、この不安を払拭しようとしたのだと思いますけれども、このごみ処理施設建設計画自体が村議会議員選挙の大きな争点となっている期間中に、このような文書を全世帯に村長が配布すること自体、問題のある行為ではないかという声も上がりました。この点はともかく、この知事の文書について、幾つか確認をしたいと思いますので回答をお願いします。

一つは、放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理に係る県の基本姿勢についてです。県としては、県民の安全安心を確保する立場から、ダブルスタンダードの問題や8,000ベクレルの安全性について、国から明確な説明がなされていない現状においては受入れは困難であると認識していますとありますけれども、国は既に環境省の放射性物質汚染廃棄物処理情報サイトで、安全評価により放射能濃度が8,000ベクレルの廃棄物を、通常の廃棄物について行われる処理方法で処理する場合、処理の各工程において、周辺住民、処理作業員が受ける追加被ばく線量は安全の目安である年間1ミリシーベルトを下回ることが確認されていますと、安全性について説明しています。知事は、この説明では不十分だと考えてこのような回答をしたのでしょうか。

河崎環境指導課長

上村委員から、佐那河内村からの文書照会に対する回答について御質問を頂きました。御質問の公文書につきましては、平成27年4月16日付で佐那河内村長から知事宛てに送付のありました放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、と題する公文書に対しまして、平成27年4月20日付で県が回答した公文書のこととございます。佐那河内村長からの照会につきましては、放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理に係る県の基本姿勢、また、徳島市ほか6市町村で設置が計画されている一般廃棄物中間処理施設における放射性物質に汚染された廃棄物の処理についての二点を問うものでございました。これに対する県の回答といたしまして、従来からの県の基本姿勢、市町村の区域内における一般廃棄物の処理について、唯一決定権を有するのは当該市町村であるというように鑑みまして、回答を作成したわけとございます。そのうち、まず、放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理に係る県の基本姿勢を問われる問いの中で、それに対する回答の中で、先ほどの御質問にあったことを触れております。

国は、放射性物質汚染対処特別措置法によりまして8,000ベクレル毎キログラム以下の災害廃棄物につきましては、全国の管理型最終処分場での埋立処理を可能とする一方で、原子炉等規制法では、原子力発電所内で発生した廃棄物につきましては100ベクレル毎キログラムを超えておれば、低レベル放射性廃棄物処理施設で厳格に管理することとしており、それが先ほど、上村委員がおっしゃいましたダブルスタンダードの問題とございます。現時点では、この二つの基準が存在するダブルスタンダードの状態となっております。本来、放射性物質につきましては、封じ込め、囲い込みが大原則であるところ、放射性物質に汚染された廃棄物の広域処理につきましては、慎重にも慎重に検討すべき問題ではないかと考えております。そして、県民の安全安心を確保する立場からは、国においては様々なことをおっしゃっておるわけとございますけれども、現状においては、受入れが困難であると認識しておりますので、その旨の回答をさせていただいたところとございます。

上村委員

回答を頂きましたけれども、これは知事の文書のとおりですね。今、私が聞きましたのは、国からダブルスタンダードの問題などについて明快な説明がなされていない現状においては、受入れは困難であると知事は書かれていますけれども、既に、先ほども言いましたように、情報サイトで、この安全性について、国のほうは年間1ミリシーベルトを下回ることは確認されていますと、安全性について説明を行ってはいまいますが、これが出された時点でも、知事としては明快な説明ではないとして受入れは困難と判断しているのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいんですけども。

河崎環境指導課長

今の御質問に対するお答えなんですけれども、一部重複することがあるかと思いますが、その点は御容赦いただきたいと思っております。

全国の管理型最終処分場での埋立処理を可能とするのが8,000ベクレル毎キログラム以下という基準とございます。この基準、例えば原子炉等規制法では、飽くまでも、現時点でも、原子力発電所内で発生した廃棄物について、低レベル放射性廃棄物処理施設で厳格

に処理をするという基準を100ベクレル毎キログラムを超えるものとしておりますが、この差について、現状では明確な説明にはなっていないのではないかと考えているところでございます。

上村委員

分かりました。それでは、このダブルスタンダードについての説明がきちとなされていないということで知事はこう判断されたということですね。

河崎環境指導課長

現状におきましては、このダブルスタンダードの問題が解消されていないということで、そのように判断しております。

上村委員

分かりました。それでは次に質問を移らせていただきます。

先ほど8,000ベクレル毎キログラム以下の災害廃棄物について、受入れは困難であると知事は認識しているとしていますが、一方で、徳島市ほか6市町村で設置が計画されている一般廃棄物中間処理施設における放射性物質に汚染された廃棄物の処理についての二項目では、8,000ベクレル毎キログラム以下の一般廃棄物については廃棄物処理法による規制がかかりますと、一般廃棄物の処理は自治事務であり、市町村は自区内処理を原則として、一般廃棄物処理計画を定め、この計画に従って処理を行っています。自区内の一般廃棄物を他の市町村において処理する場合は、受入市町村の一般廃棄物処理計画の変更が必要となるため、一般廃棄物の受入れについては、受け入れる佐那河内村の判断によることとなりますと文書ではあります。知事が受入困難と認識しながら、この文書では村の判断で受け入れることも可能と読み取れますが、矛盾はないのでしょうか。また、この内容は、一部事務組合がまだ立ち上がっていない現状でのことであって、一部事務組合が立ち上がれば、佐那河内村も当然その構成員となるので、自区内の一般廃棄物を他の市町村において処理する場合に当てはまらないのではないのでしょうか。

河崎環境指導課長

上村委員からの御質問にお答えをいたします。確かに徳島市ほか6市町村で計画されております一般廃棄物中間処理施設における放射性物質の広域的な廃棄物処理について、これは、受入市町村の判断に委ねられるというような趣旨の回答になっております。この回答につきましては、基本的に廃棄物処理法の規定上のことを説明したところでございます。廃棄物につきましては、廃棄物処理法では一般廃棄物の処理と産業廃棄物の処理に分けまして、一般廃棄物の処理につきましては、飽くまでも市町村の処理責任ということで明確に規定をしております。県の関与といたしましては、その一般廃棄物処理についての市町村の義務がきちんと履行できるように、技術的援助としての助言等を与えることとされております。そういったことで、先ほどから御質問を受けております佐那河内村からの文書照会に対しまして、技術的援助としての助言といたしまして、県の姿勢はこういうことであるということをお示しした上で、ただ法律上は飽くまでも、最終的な判断とか決定権につ

きましては、県が持っておりません、市町村ということでございますので、その旨を説明したにすぎないものであるというふうに御認識いただけたらと存じます。

上村委員

ということは、仮に一部事務組合が立ち上がって、放射性物質を含む廃棄物を受け入れるということに決まれば、知事としてはこれを止めることができないということでしょうか。

河崎環境指導課長

知事として止めることができるできないかというようなことになりますと、政治的な問題も含まれますので、事務方としての答弁、非常に苦しいところではありますけれども、ただ、私が答弁しておりますのは、廃棄物処理法の解釈上の話ということで、廃棄物処理法上は飽くまでも市町村に最終的な決定権があるんだということを申し上げておるということを、繰り返しになりますけれども、御説明させていただけたらと思います。

上村委員

佐那河内村長は、この知事の文書をもって、知事がこういう姿勢だから心配ないんだということを村民に周知させたいという意向でこれを配布されたと考えられます。したがって、法律上の解釈うんぬんということは分かりますけれども、今の回答ですと、知事のこの判断、認識について、何ら歯止めにならないということを示しているという理解でよろしいでしょうか。

河崎環境指導課長

今回の文書回答につきましては、市町村という行政機関から県という行政機関に対して文書で照会をされまして、それに対して、その内容について、法律上の説明を加えて文書としてお返ししたものでございます。更に申しますと、回答書の中でこのように触れられておりました。佐那河内村長からの照会なんですけれども、本村では、徳島市ほか6市町村で作る一般廃棄物中間処理施設の建設計画がありますが、当該施設において放射性物質に汚染されている一般廃棄物の処理はできないと考えておりますと、このように記載がございました。この判断につきましては尊重されるべきものだと存じます。

上村委員

佐那河内村長は確かに今の時点では一般廃棄物の放射性物質に汚染された廃棄物については村の判断で拒否すると言っていますけれども、一部事務組合が仮に立ち上がれば、この一部事務組合で協議した上で、一部事務組合全体の合意が覆るといことがなければ、受け入れるという方針を決めた場合、村長が幾ら受け入れないと言っても受け入れざるをえないというふうになりますね。そういう理解でよろしいでしょうか。

河崎環境指導課長

ここでまた法律の問題になってしまうんですけれども、廃棄物処理法におきまして、市

町村の権限というのは相当程度担保されておりまして、通常、市町村と申しますのは当該区域内の一般廃棄物につきまして、生活環境保全上の支障が生じないうちにこれを収集し、運搬し、処分しなければならない旨を規定しております。そして、自区市町村内での処理を基本とした上で、他の市町村において処理する場合は、その搬入先の市町村の同意を得るということが必要となってまいります。これはなぜかと申しますと、一般廃棄物の処理につきましては当該市町村の一般廃棄物処理計画の中にそれを明確にうたいこんだ上で、それに従って行うことになるというからでございます。廃棄物処理施設の立地する市町村の判断というのは、それが最終的な決定というようなことになろうかと思っております。法律上ではございますけれども。

上村委員

繰り返しになりますけれども、今は市町村それぞれで自区内処理しておりますけれども、一部事務組合が立ち上がれば、当然この一部事務組合が自治体というふうな感じに認められるようになりますので、一部事務組合が、たとえ村長が困ると言っても、一部事務組合全体として、この一般廃棄物、放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れると決めれば、これは村としては受け入れざるを得ない、そういう理解でよろしいですね。

河崎環境指導課長

また答弁が繰り返しになるかもしれませんが、重複する部分もありますけれども、ちょっと違う観点から申し上げたいと思います。

確かに、一部事務組合が設立されますと、それぞれその構成する市町村が経費の負担をするということで、それぞれの合意形成がなければ、よその廃棄物を受け入れ、そして処理するということはできないことだと思います。こういった意味におきましては、確かに一部事務組合を構成する市町村の合意ということは必要となってまいります。ただ、先ほど申しましたように、一般廃棄物処理計画にうたいこむ、それは一部事務組合を構成する市町村それぞれに一般廃棄物処理計画を策定いたしまして、それぞれの市町村で発生する一般廃棄物を、例えば、A町で発生したものを、B町に存在する廃棄物処理施設で処理するんだということを、その処理計画にうたいこむわけでございます。その受入先においては、こういった廃棄物を受け入れて処理するという趣旨のことを当該、佐那河内村と特定しておっしゃってますので、例えばこれが仮に佐那河内村であったとすれば、佐那河内村の一般廃棄物処理計画の中にそれをうたいこむということに、これをうたいこむことができるのは、唯一、佐那河内村ということになろうかと存じます。

上村委員

分かりました。この件については終わります。

二つ目ですけれども、鳴門市のクリーンセンターについてお伺いします。鳴門市クリーンセンターは平成20年に設立設置された新しい焼却炉を持つごみ処理施設ですけれども、この焼却炉の維持管理について、今年2月の環境対策特別委員会で古田美知代元県議会議員が質問していた件についてお伺いをします。一つは、炉の温度計が壊れていたということですが、その後、改善されたのでしょうか。二つ目が、焼却炉の構造と温度管理

について、周辺住民への説明が、最初の時点と現時点で変わっているということで、周辺住民の方から、いまだにダイオキシン汚染を心配する声が出ております。県としてはこのことについてどう考えますか。

河崎環境指導課長

上村委員から、鳴門市クリーンセンターの焼却施設の2月議会のことをお話されておりましたので、温度管理に関する指導状況ということではないかと思えます。そういったことでお答えするわけではございますけれども、その前に、答弁の内容について、より正確に御理解を頂きたいと思えますので、家庭から排出されるごみ処理に関する県と市町村の役割は先ほど申しましたとおりでございますけれども、この次に、当該焼却施設に適用される構造とか維持管理に関する基準がどういったものなのかというようなことを説明の上で、県の指導状況をお答えしたほうが、より理解が進むと思えますので、そのような手順で答弁をさせていただきます。

まず、鳴門市クリーンセンターの焼却炉につきましては、平成20年に設置された流動床式ガス化溶融炉というものでございます。これはごみを熱分解して可燃性ガスと未燃物とを生成いたしまして、高温で燃焼することで、ごみ中の灰分を溶融するごみ処理施設であります。しかし、同じ溶融施設といいますが、中央広域環境整備組合の溶融設備とは異なりまして、廃棄物関係法令上の熱分解施設には分類されておられません。焼却施設に分類されるものでございます。そしてこの焼却施設でございますけれども、これについて、例えば市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する基準というのがございます。これは政令で定められており、政令では一般廃棄物の焼却を行う場合、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこととされております。このうち、まず環境省令で定める構造につきまして、焼却設備にかかる燃焼室の温度に関する規定といたしましては、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものとなっております。それと、燃焼室中の燃焼ガスの温度を計測するための装置が設けられていることと定められております。さらに、比較的大規模な焼却施設に適用される一般廃棄物処理施設の技術上の基準におきましては、焼却施設の要件といたしまして、燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであることとなっております。燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録するための装置が設けられていることというふうに規定をされております。これに照らして考えますと、鳴門市クリーンセンターの焼却施設につきましては、燃焼室の容積等については十分確保されております。運転の方法が適正であれば、摂氏800度以上で2秒以上滞留させることが十分に可能な施設ということでございまして、燃焼ガスの温度の測定用の装置も、数はさておき、据え付けられておるところで、構造に関する基準については満たしているものと判断しております。そして、現在の県の指導でございますけれども、県はその運転におきまして、すなわちその維持管理上のことでございまして、この維持管理において800度以上の燃焼温度を2秒以上滞留させることができるような運転をきっちり行ってくださいということで、現在その燃焼室の温度管理が厳格になされているかどうか、時折現地にも行きまして確認をしておるわけでございます。それと合わせて、設置届との整合確保について、先ほどの御質問の中にもありましたけれども、当初の設置

届と、もちろん構造基準は満たしておりますけれども、当初の設置届とは若干異なる部分もあるということで、この部分については整合ができるように努めてくださいよということで指導をしておるところでございます。

御質問の県の対応としての現地確認の結果を申しますと、平成27年3月3日、その際には1号炉は点検中、2号炉の燃焼室の温度は摂氏829度。平成27年3月12日、1号炉の燃焼室の温度は摂氏812度、2号炉の燃焼室の温度は摂氏829度。平成27年4月10日、1号炉の燃焼室の温度は摂氏889度、2号炉は点検中ということでございました。また、平成27年4月には、2炉のうち1炉、2号炉につきまして、主燃焼室、二次燃焼室入り口に設置されておりました温度計に加えまして、二次燃焼室出口への増設を確認しております。それと、1号炉につきましては、来る7月に同様の増設が行われるということを確認しておるところでございます。

上村委員

それでは、2月以降、何回か点検されて、温度は800度以上保たれていること、また温度計については、一つはもう既に増設されて、もう一つ増設予定であると、そういう状況で、改善されてきているということでしょうか。

河崎環境指導課長

御質問にありましたとおり、我々としましては改善されつつあると、それとこの際申し上げておきますけれども、燃焼室の温度なんです、例えば出口付近において、仮に燃焼温度がぎりぎりであったとしても、例えば燃焼室の容積は先ほど申しましたように十二分に確保されているということで、800度2秒という観点から言えば、従来からクリアできているのではないかと考えているところでございます。ただ、飽くまでも、出口付近においても、800度を確保するということが、皆様の安全安心ということにもなりますので、そういった観点で、そういった運転ができているか確認したところ、確かにそういった運転が確保できているということを確認した、であれば、改善というよりも、そもそもその当時においては、その時においては適切な運転がなされていたというふうに認識しております。なお、これは参考のために申しますと、鳴門市クリーンセンターの焼却温度につきましては、ホームページを見ていただきますと、毎日の分が掲示されているということが確認いただけるかと存じます。

上村委員

そもそも、もともと温度管理をきちっとできていたという県の見解ですけれども、周辺住民の方はこのホームページで発表されている温度についても不信感を持たれています。ですから、鳴門市の問題ではありますけれども、周辺住民の方ときちっと信頼を置けるような管理運用をするという点で、県の指導を求めていますので、是非この点については正しい管理がされているというなら、周辺住民の方が納得するような、そういった広報なり説明なりをしていくように検討して指導していただきたいと思います。

河崎環境指導課長

これからも随時確認をいたしまして、適切に運転されているか、チェックしてまいりたいと思います。

上村委員

三つ目に、水素ステーションのことについてお伺いをします。新しい取組として、説明資料の中にもありましたけれども、水素ステーションを設けて、水素利用元年ということで、県も水素エネルギーの活用について力を入れるということですのでけれども、予算を見ますと3億4,700万円、結構高い数字ですよ。県が水素ステーションを自ら作って公用車にも導入するということですのでけれども、1台一体幾らぐらい値段がするんでしょうか。補助金も出るということですのでけれども、補助金を除いて、一般の方が普通に買う値段として教えていただきたいんですけども。

谷本自然エネルギー推進室長

上村委員から御質問がございました。今、去年の12月15日に、トヨタのほうでFCV、燃料電池自動車が発売され、現在、一般に販売されております。市場価格につきましては、723万6,000円ということになっております。

上村委員

補助金が出るということですのでけれども、幾ら補助金が1台当たり付くんでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

補助金につきましては、国のほうから202万円、今、6月議会に上げさせていただいているのは、県のほうとしては、その半分の100万円ということでございます。

上村委員

ということは、700万円近くの車を一般の方が買おうとすると、国から202万円、県として100万円、合計302万円の補助金が付くということでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

そのとおりです。

上村委員

5台程度購入されるとお聞きしましたけれども、この公用車は一体どなたが乗られるんでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

この5台につきましては、納入時期、あと公用車の更新とか、そのあたりを考慮して今後決めていきたいと思っております。

上村委員

まだどういうふうに使われるかは分からないということでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

もちろん公用にも使いたいと思っておりますし、今後、徳島県としては水素社会の実現に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、広報啓発とか、そういった面でも使っていきたいと思っております。

上村委員

水素燃料で動く車は非常に高額ですので、なかなか県でどの程度普及していくのか、3パーセント程度と予測も出てますけれども、ここにこれだけの予算をつぎ込むのであれば、ほかに予算を回していただけないかなという観点でお聞きしたんです。国のほうも2020年をめどに水素活用した車を一般に導入できるようにしようという計画ですけれども、少しちょっと予算を取り過ぎでないかなと思ったんですけれどもいかがでしょうか。

谷本自然エネルギー推進室長

本県といたしましては、水素社会の早期実現にしっかり取り組んでいくことは、持続可能な環境を次世代に確実につなぐことと考えております。また、水素関連産業による雇用の創出、ひいては水素に関する高度な技術力を世界に発信するなど、本県はもとより日本の大きな成長戦略となり得ると考えておりますので御理解いただきたいと思います。

上村委員

県民にとっては鳥獣対策とか、もっと予算をつぎ込んで、しっかりやっていただきたいという課題が満載だと思いますので、この予算の使い方については私としては納得しかねる点があります。以上、意見を述べておきます。

木南委員

今、地球温暖化と言われる中で、森林の環境保全整備事業というのは非常に大事だと思います。この環境対策特別委員会に出された林業戦略課の予算の中で、今回の補正の肉付けで、3億1,500万円の補正が組まれて、トータルで約10億円の予算が組まれているわけです。ところが、繰越明許費を見ると、4億4,500万円の繰越金があって、これも使っていないかんと。非常に大事な仕事だと思うんですが、去年の半分ぐらいの繰越明許費があって、今年は約10億円。使いこなせるのかなと、まあ使わないといけないけど、今、財政再建の折、貴重な財源ですので、どんなふうに使っていこうとしているのかを教えてくださいたいと思います。

阿部林業戦略課長

森林整備に係ります予算のことで御質問を頂きました。今回の補正におきまして、約3億円の追加をお願いいたしているところでございます。従来であれば毎年10億円程度の予算を計上させていただいているところでありますけれども、今回は骨と肉ということで分けさせていただいているところでございます。そういう中で、間伐を中心といたしまして、

これまでも森林整備は進めてきたところであります。特に昨年におきましては、夏の台風であつたり冬の大雪があつたりということで、どうしても事業が遅れた部分がございます、そういうところが繰越しの大きい要因になっているところでありますけれども、今後、森林整備又は県産材の増産に向けまして、森林の間伐であつたりそういうところ、また、それを支援するような作業道というところを一体的に整備しながら地球温暖化に対します吸収源の対策又は増産によります地域の産業育成という、併せ持った効果を発揮できるように、積極的に、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

木南委員

繰越明許費が多額に上つたということは理解します。阿部林業戦略課長から答弁があつたように、いわゆる環境保全、環境の問題もそうですし、林業という産業を支えるということもあるんで、この10億円と4億4,500万円、これが単年度でできるだけ使えるような努力、見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

阿部林業戦略課長

見通しということで御質問を頂きました。今の計画で申し上げますと、搬出間伐を今年度は大体千ヘクタール程度行うように考えておりまして、また保育間伐というものを二千ヘクタール程度考えているところであります。それで、見通しということでございますけれども、特に今年度から新たな林業のプロジェクトもスタートするというところもありますし、人材の確保に向けまして、また新たな展開も考えておりますので、そういう人づくりも合わせまして、特に効果的などころから事業を進めていきますし、もう一方では、境界の明確化ということで、これまで所有境界あたりもかなりの面積が新たに確定している所もありますので、そういうこれまでの成果を踏まえながら事業予算が今年度内にできるだけ多く使えるように取り組んでまいりたいと考えております。

木南委員

森林というのは、今まで言われている森林の多面性というのがあると思ひます。それとともに、単年度予算ですから、予算を消化していく。これは経済対策でもあるわけです。そのことを十分に認識いただいて、できるだけ、貴重な財源でございますので、消化をしていただけるようお願いして私の質問を終わります。

庄野委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時31分)